

# 秋田市立下浜小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義と基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ◆いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- ◆いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- ◆いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ◆いじめは、子どもが入れ替わりながら被害も加害も経験する場合がある。
- ◆いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ◆いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- ◆いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など集団全体に関わる問題である。
- ◆いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学

校生活が送れるようになるまで支援に努めます。

また、いじめの解消については、次のように理解することが重要です。

- ◆いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ・いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
  - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ◆いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察することが必要である。
- ◆真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

## 2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道德教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わう事ができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動に充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

### (1) 家庭や地域と連携した道德教育の充実

- ・ 道德科の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信で知るなどの情報提供に努めます。
- ・ P T Aの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

### (2) 児童会活動の充実

- ・ 縦割り活動を日常的に行い、相互に思いやりの心を育てるとともに、力を合わせて目標に向かう中で集団の中における自己存在感や自己有用感、充実感を高めていきます。
- ・ 「いじめ撲滅」に向けて、児童会活動を中心とした子ども主体の取り組みを支援していきます。

### (3) 体験活動の充実

- ・ 自分と友だちの違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるように宿泊体験学習や修学旅行、校外学習等の充実を図ります。

### (4) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・ 子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

### (5) いじめ問題について考え、話し合いをする授業の充実

- ・ 道德科や学級活動、児童会活動において、いじめ問題について考え、話し合うなど、子ども主体の活動をとおして、子どもたちの中から「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるような授業を展開していきます。

### 3 いじめの早期発見のための取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。また、いじめの認知にあたっては、けんかしたり、ふざけあったりしている場合や、いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合など、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を積極的に行っていきます。さらに、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげていきます。

#### (1) 学校生活アンケートの実施

- ・年4回（6月，9月，11月，2月）の生活アンケートのほか，必要に応じて，状況を適切に把握するためのアンケートや面談を実施します。

#### (2) 教育相談の実施

- ・学級担任が面談をとおして，子どもの悩みや不安を聞き取ります。

#### (3) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に，教頭，教育相談担当，生徒指導主事が，子どもや保護者の相談窓口となります。

#### (4) 「下浜小学校いじめ対策委員会」での情報共有

子どものささいな兆候や子どもからの訴えを学級担任などが抱え込まず，管理職に報告・相談するとともに，「下浜小学校いじめ対策委員会」において，その情報を共有します。

#### 4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子どもといじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供し、協力して解決を図ります。

##### (1) 対応策の検討と役割分担

- ・「下浜小学校いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもにどのような対応をするかなど役割を決めます。

##### (2) 迅速な実態調査と適切な指導・支援

- ・いじめた子どもといじめを受けた子どもの双方から聞き取った内容の事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導をとおり、心からの反省を促します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察していきます。また、必要に応じ、いじめを受けた子どもの心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症のケアを行います。

##### (3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。

##### (4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子どもといじめを受けた子どもの双方の保護者と協議し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

##### (5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。

## 5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学校運営協議会代表による「下浜小学校いじめ対策委員会」を組織します。
- ・本委員会において基本方針や年間指導計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・日常の取組については、上記教職員に必要な応じてスクールカウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

## 6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

P T Aや子ども安全ネットワーク活動推進員の会等の機会をとらえ、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広く知らせします。

### (1) 学校報や生徒指導だよりによる情報発信

- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。

### (2) 学年P T Aにおける説明・協議

- ・学年における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

### (3) 講演会等の実施

- ・外部から専門家を招いて、講演会などを開催します。

### (4) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。

### (5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校報や生徒指導だよりを通して、学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

## 7 年間計画

|      | 1 年 | 2 年               | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 |          |
|------|-----|-------------------|-----|-----|-----|-----|----------|
| 4 月  |     | 子どもを語る会Ⅰ          |     |     |     |     | 対策委員会(P) |
| 5 月  |     | 海の子スポーツ祭(縦割り班)    |     |     |     |     | 対策委員会    |
|      |     | 児童会による全校集会での発表(D) |     |     |     |     |          |
| 6 月  |     | 第1回学校生活アンケート(C)   |     |     |     |     | 対策委員会    |
| 7 月  |     | ドッジボール大会(縦割り班)    |     |     |     |     | 対策委員会    |
|      |     | ・教育相談期間 ・保護者面談期間  |     |     |     |     |          |
| 8 月  |     | 子どもを語る会Ⅱ 事例検討会(A) |     |     |     |     | アンケートの分析 |
|      |     | 宿泊体験学習            |     |     |     |     | ※対策委員会   |
|      |     | 第2回学校生活アンケート      |     |     |     |     |          |
| 9 月  |     |                   |     |     |     |     | 対策委員会(P) |
|      |     | 校内研修(D)           |     |     |     |     |          |
| 10 月 |     |                   |     |     |     |     | 対策委員会    |
| 11 月 |     | 第3回学校生活アンケート(C)   |     |     |     |     | 対策委員会    |
|      |     | 修学旅行              |     |     |     |     |          |
| 12 月 |     | 長縄大会(縦割り班)        |     |     |     |     | アンケートの分析 |
|      |     | ・教育相談期間 ・保護者面談期間  |     |     |     |     | ※対策委員会   |
| 1 月  |     | 第4回学校生活アンケート(A)   |     |     |     |     | 対策委員会    |
| 2 月  |     | 鬼ごっこ大会(縦割り班)      |     |     |     |     | 対策委員会    |
| 3 月  |     | 子どもを語る会Ⅲ          |     |     |     |     | アンケートの分析 |
|      |     |                   |     |     |     |     | ※対策委員会   |

※構成員全体の会議